安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会規約

（名称）

第１条　本会は「安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目的）

第２条　委員会は「安倍川総合土砂管理計画」で定めた事項の実施及び課題の解決に向けて、以下の項目に関する基本的方針について助言し、同計画のさらなる向上を図ることを目的とする。

(1) モニタリング項目、調査頻度に関すること
(2) 土砂移動シミュレーション精度向上に関すること
(3) 土砂管理対策の施設配置計画に関すること
(4) モニタリング結果の現状評価手法に関すること
(5) 計画見直しに関すること

また、安倍川水系河川整備計画のうち、総合的な土砂管理に関し、意見を述べることを目的とする。

（組織等）

第３条　委員会は、別表に掲げる委員により組織するものとする。

２．委員会は、別に定めるフォローアップ作業部会（以下「作業部会」という）を置くものとする。

（会長）

第４条　委員会は、会長を置く。

２．会長は委員の互選によってこれを定める。

３．会長は委員会を代表し、会務を総括する。

（運営）

第５条　委員会は、会長が招集し、委員会の議長は、会長がこれにあたる。

２．委員会の開催頻度は、以下を基本とする。

１）流砂系内において、出水後に行うモニタリング調査により顕著な土砂移動が確認された翌年度

２）５年に一度の流砂系内の一斉調査の翌年度

３）その他、会長及び事務局が必要と認めたとき

（事務局）

第６条　委員会の事務局は、国土交通省静岡河川事務所に置く。

（意見聴取）

第７条　委員会が必要と認めるときは、委員以外に出席を求め、意見を聴くことができる。

（雑則）

第８条　この規約に定めなき事項については、必要に応じて委員会の承認を得て、定めるものとする。

(付則)

第９条　この規約は、平成２６年１２月１０日から施行する。

この規約は、令和６年１２月１０日に一部を改正する。

別表

安倍川総合土砂管理計画フォローアップ委員会名簿

役　　職	委員氏名	備　考
中央大学 研究開発機構　専任研究員（機構教授）	福岡　捷二	会長 （河川）
神戸大学　都市安全研究センター　教授	大石　哲	（水文）
高知工科大学　システム工学群　教授	佐藤　愼司	（海岸）
静岡大学　名誉教授	土屋　智	（砂防）
（公益財団）河川財団 河川総合研究所長	天野　邦彦	（河川）
国土技術政策総合研究所 河川研究部　河川研究部長	川﨑　将生	（河川）
国土技術政策総合研究所 河川研究部　河川研究室長	瀬﨑　智之	（河川）
国土技術政策総合研究所 河川研究部　海岸研究室長	柴田　亮	（海岸）
国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部　砂防研究室長	鈴木　啓介	（砂防）
静岡県　交通基盤部 河川砂防局長	山田　真史	
国土交通省　中部地方整備局 河川部長	吉岡　大藏	
国土交通省　中部地方整備局 静岡河川事務所長	阿部　聡	

（令和 6 年 12 月時点）